

新潟市西堀地下施設のあり方検討有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 新潟市西堀地下施設の今後の活用方向性について、フィージビリティスタディ業務の結果や古町地区将来ビジョンほか、新潟市におけるまちづくりに関する各種計画等を参考にしつつ、都市計画やまちづくり、まちの歴史や文化、地域経済や都市の防災など多角的な視点からの知見を収取し、課題や論点を整理することを目的として、西堀地下施設のあり方検討有識者会議（以下、「有識者会議」という。）を開催する。

(開催期間)

第2条 有識者会議の開催期間は、令和9年3月31日までの間に限る。

(委員)

第3条 有識者会議は、委員5名以内をもって構成する。

- 2 有識者会議の委員およびオブザーバー（以下、「委員等」という。）は、都市計画、土木、公共施設マネジメント、PPP/PFI、経済・商業振興、歴史・文化等の専門分野に知見を有する有識者および関係団体等職員で構成する。
- 3 有識者会議の委員の任期は、令和8年2月1日から令和9年3月31日までの間に限る。
- 4 委員等は、市長の政策判断を補佐する地位を有しない。

(会長の指名等)

第4条 有識者会議に会長を置き、市長は、委員の中から会長を指名する。

- 2 会長は、会の進行をつかさどる。
- 3 市長は、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(会議)

第5条 有識者会議は、市長が招集する。

- 2 本会議は、市の意思決定を行う機関ではなく、また、市の意思形成手続きを構成するものではない。
- 3 有識者会議は、これを公開とする。ただし、会長が非公開とすると決めたときはこの限りでない。

(守秘義務)

第6条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 有識者会議の事務局は、新潟市経済部商業振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。